

令和 8 年度

倫理法人会 活動方針書

45th
ANNIVERSARY
R I N R I
HOJINKAI



令和 8 年度 活動計画立案に関する資料について

「令和 8 年度倫理法人会活動方針書」「活動計画書」（都道府県・地区・正倫理法人会・準倫理法人会）は、都道府県事務局の R.link 内に Excel または Word データがありますのでご活用ください。

尚、「講師派遣依頼書」も、R.link より常時入手可能です。

【活動方針書】文書管理＞法人局＞事務局関係＞『令和 8 年度倫理法人会活動方針書』＞
『令和 8 年度倫理法人会活動方針書』

【活動計画書】文書管理＞法人局＞事務局関係＞『令和 8 年度倫理法人会活動方針書』＞
「令和 8 年度活動計画書」

【講師派遣依頼書】文書管理＞法人局＞事務局関係＞09.その他＞講師派遣依頼書

目 次

■ 倫理研究所の目的	1
■ 倫理法人会憲章	2
■ 令和 8 (2026) 年度 倫理研究所事業方針	3
■ 令和 8 年度 倫理法人会活動方針	4
■ 令和 8 年度 倫理法人会活動の重点	5
I. 全国及び方面における運営の強化	5
II. 都道府県倫理法人会における運営の強化	8
III. 単位倫理法人会における運営の強化	16
IV. 教育の充実	19
V. 富士高原研修所（各種セミナー）	22
VI. 諸規程の遵守	22
VII. 非常時の対応	22
VIII. その他の事項	23
■ 倫理法人会組織図	24
■ 令和 8 年度 法人スーパーバイザー（S V）一覧	25
■ 令和 8 年度 法人アドバイザー（AD）一覧	26
■ 令和 8 年度 名誉法人アドバイザー（AD）一覧	27
■ 普及活動のあり方	28
■ 都道府県別人口と企業数	29
■ 会費の使途	30
■ 【R.link でダウンロードできる主なもの】	31
■ 主要行事と出席対象者	33
■ 令和 8 年度 主要行事	34

倫理研究所の目的

第4条 この法人は、倫理の研究ならびに実践・普及により、生活の改善、道義の昂揚、文化の発展を図り、もって民族の繁栄と人類の平和に資することを目的とする。

これがため、次の信条を掲げ実践の目標とする。

- (1) 我等は、喜んで苦難に当たり、進んで己の本分を完くいたします。
- (2) 我等は、一宗一派に執せぬ高き信仰と、道義の実践とを、生活の両翼といたします。
- (3) 我等は、まず和やかな家庭をつくることを、実行の第一歩といたします。
- (4) 我等は、日本文化の本質を明らかにし、世界の文化を摂取して、生活の向上に努めます。
- (5) 我等は、人を愛して争わず、世界の平和に貢献いたします。

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 純粹倫理ならびに倫理文化の研究
- (2) 家庭倫理の普及
- (3) 企業倫理の普及
- (4) 各種セミナーの開催
- (5) 出版物等の刊行ならびにその普及
- (6) 書道・短歌等の文化活動
- (7) 地球倫理の推進
- (8) 教育施設の設置ならびに維持運営
- (9) 教育および研究の支援
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国で行うものとする。

「定款」第2章 目的及び事業 より抜粋

倫理法人会憲章

倫理法人会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とした団体である。

これがため以下の「活動指針」と「会員心得」を掲げる。

〔倫理法人会 活動指針〕

1. 倫理の学習と実践の場を提供し、よりよい生活習慣とゆたかな人間性をそなえたリーダーを養成する。
2. 深く家族を愛し、篤く祖先を敬い、なごやかでゆるぎない家庭を築く人を育てる。
3. 「明朗」「愛和」「喜働」の実践により、躍動する職場づくりを推進する。
4. 愛と敬と感謝の経営をめざす会員の輪を拡げ、各種の活動をとおして地域社会の発展に寄与する。
5. 自然を畏敬・親愛し、「地球人」たる自覚を深め、環境の保全と美化に貢献する。

〔倫理法人会 会員心得〕

1. 朗らかに働き、喜びの人生を創造します。
2. 約束を守り、信頼の輪をひろげます。
3. 人を愛して争わず、互いの繁栄をねがいます。

令和 8 (2026) 年度 倫理研究所事業方針

世界を混乱に導いたイデオロギーの時代は終焉を遂げる。人類は、長足の進歩を遂げる科学技術をコントロールして共存しつつ、「和」の精神に基づく新しい価値観を創出して、伝統を踏まえた豊かで潤いある社会の実現に努力しなければならない。思いやり深く、誠実に努力する人が報われる世の中を、築かねばならない。

われらが倫理運動は、創始 80 周年を迎える。これまでの「日本創生」と「地球倫理の推進」を二大眼目として事業を推進し、当面 5 年間のスローガンとして「新たな“むすび”の世紀へ」を掲げる。分断対立から共尊共栄へ、人・物・自然と融和した生き方を求める倫理実践者を増大せしめる。そのためにも日本人の美質を学び、これまでの「人は鏡」を踏まえ、「明朗愛和」を共通実践として自己の成長を図る。

個人会員組織である家庭倫理の会は、自己の成長と愛和の家庭を築くための諸活動および文化活動を通して、倫理体験者の増加を図り、地域社会の発展に寄与する。とりわけ大きな節目を迎えることから、「人生 100 年時代」にふさわしい倫理運動の展開に踏み出す。

法人会員組織である倫理法人会は、設立から 45 年となり、8 万社達成に向けた全国代表者大会を 10 月に挙行する。日常的には会員の実践力の涵養を目指し、経営者モーニングセミナーをはじめ倫理経営の学修の場を積極的に提供し、講師陣の実力向上と事務局運営の効率化と適正化を図る。

今年度内に 60 周年を迎える富士高原研修所は、「霊性の発顕」と「全一統体」の自覚をテーマに秀逸な建築空間において、富士の自然と人が融合した各種セミナーを展開することにより、受講者の自己革新を図り、併せて倫理運動の意義と世直しの精神を喚起する。

研究センターは、純粋倫理・日本文化・倫理文化等々の研究を、専門研究者を中心に着実に進め、その成果を刊行物や学会・学術誌等に発表し、国内外へ積極的に発信する。また特に今年度は、80 周年を記念するシンポジウムおよび研究フォーラムを開催する。

国際部門は、各国との連携を強化し、国情に応じた活動を支援する。特に、海外倫理法人会の拡充を推進し、現地での倫理活動に資する人材育成を図る。

また、純粋倫理をベースとした各種出版物の刊行、メディアおよびインターネットを活用した広報宣伝、行政機関や他団体との渉外活動を積極的に進め、危機管理体制の強化にも努める。そのほか教育支援、研究助成、「地球倫理推進賞」「しきなみ子供短歌コンクール」等の対外的な公益事業も堅実に進め、創始 80 周年を記念する諸事業・行事を計画通り遂行する。

令和 8 年度 倫理法人会活動方針

倫理法人会は、設立から 45 周年を迎え、国内 10 万社を見据え、段階的にこれに挑む。中期計画に基づき、まずは 8 万社達成に向けた堅実な普及活動により確実な成果をあげる。

毎年策定する中期 5 ヶ年計画に基づき、令和 8 年度に計画した行事を計画通りに推し進め、「経営者の教育団体」として「明るく、楽しく、為になる」会を全国的に展開する。

1. 都道府県倫理法人会が策定した中期計画を見据え、令和 8 年度の年間活動計画を実施する。
2. 純粋倫理を学習し実践する人を世に一人でも多く輩出するため、会員数の拡大と定着を狙う。倫理経営指導を斡旋して倫理体験者の増大を図る。
3. 委員会活動の強化を目指し、研修委員会、女性委員会、倫理経営塾委員会の正副委員長会を開催する。
4. 年度半期の歩みを検証して各会が設定した中間目標と年度目標を確実に達成すべく、年度の振り返しにあたる 2 月と 3 月に「方面会」を開催する。
5. 法人スーパーバイザー研修、法人局顧問・法人アドバイザー会を開催し、講師陣の倫理講話能力の向上を目指す。倫理経営インストラクターの倫理指導力及び講話力を養成する純粋倫理の教育に力を注ぐ。
6. 倫理経営の模範企業を証する「倫理 17000」認定制度の充実を図る。
7. 「事務長・監査研修」を開催し、事務局運営が健全になされ、会組織を強力にサポートする力を培う。
8. 令和 7 年 9 月倫理運動創始 80 年・同 10 月倫理法人会創設 45 年を記念する行事を令和 7 (2025) 年 10 月 3 日 (金) ～4 日 (土) に開催する。
9. 「倫理法人会アプリ (仮称)」を運用し、会友及び事務局の運営管理に要する事務量の軽減と迅速化を目指す。
10. 台湾、アメリカ、ブラジルにおける倫理法人会の安定充実と国情に応じた倫理経営の普及推進をサポートする。

令和 8 年度 倫理法人会 スローガン

企業に倫理を 職場に心を 家庭に愛を
希望を高く 掲げよう

自ら動こう 8 万 (都道府県・単会目標) 社

新たな時代を 突き進もう！

令和 8 年度 倫理法人会活動の重点

I. 全国及び方面における運営の強化

1. 拡充の更なる推進

(1) 中期 5 ヶ年計画

10 万社を目指すプロセスとして早期に 8 万社を達成する。都道府県は毎年策定する「中期 5 ヶ年計画」を見据え、令和 8 年度の目標を達成するため具体策を実行する。また、2 月の中間目標を必達すべく年度上半期に普及の山場を設け、年度目標達成に挑む。

(2) 朝礼実施企業の増大

『職場の教養』を使用した朝礼を導入・実施する企業の増大を図るため、二種の「朝礼研修」を実施する。

① スタートアップ朝礼研修

「活力朝礼」の導入を検討もしくは希望する企業に対し、朝礼の目的・効果・実施事例等を紹介する研修。 [対象] 経営者、管理職者、社員の代表者等、活力朝礼の導入に決定権を持つ人

② ブラッシュアップ朝礼研修

既に「活力朝礼」を実施している企業で、徹底した実習を通して朝礼実施の基礎・基本を再確認しつつ、磨きをかける研修。 [対象] 社員他

(3) 倫理 17000

倫理経営の模範企業を証するライセンス「倫理 17000」制度を充実させ、認定企業の増大から、倫理法人会の質的向上を図る。

① 新規及び更新審査の厳正化を図り、資格価値を高める。

② 調査員による定期更新調査を行なう。

③ 認定登録社数 300 社を目指す。なお、倫理研究所のホームページ（HP）に認定企業名等を掲載して、ライセンスを PR し、信頼性の向上を図る。

(4) 事務長・監査研修

健全な会組織運営を実現するために、事務関連業務と監査を行なう指導者を養成する。

① 日程：令和 8 年 7 月 2 日（木）～3 日（金）

② 場所：倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町 4-5）

③ 対象：令和 9 年度都道府県事務長・同監査 1 名

2. 組織の充実・強化

(1) 行事

① 9 月に都道府県単位で「年度はじめ式」を開催する。

② 2 月と 3 月に開催する「方面会」にて上期の活動や成果の発表を行なう。

③ 6～8 月に「年度目標達成祝賀会（年度を締めくくる行事）」を都道府県毎に開催する。

万一、目標未達の場合の行事名称は「決誓会」とする。

（２）設立・開設

- ①新たな単会を設立・開設する場合は、都道府県の方針を受けて、維持・運営等の将来性を十分に考慮し、方面長に相談の上決定する。
- ②決定後、方面長に相談の上、単会役職者の選出、設立・開設日の設定、原則、毎週開催する経営者モーニングセミナー会場の選定を行ない、着実な普及を展開する。
- ③設立・開設日の１ヵ月前までに「倫理法人会設立・開設認可願」「倫理法人会役職者名簿」「倫理法人会会員一覧表」を方面長宛に提出し、開設は50社以上、設立は100社以上の在籍会員登録を完了する。

（３）単位倫理法人会（以下単会と略記する）

- ①100社以上の資格を満たしている場合は、更なる活性充実を目指す。
- ②設立後、100社を割っている場合は、資格復帰の期日を決めて、これに取り組む。
- ③7月の締日時点で50社未満になった場合、翌年度は準倫理法人会へ降格とする。
- ④準倫理法人会は正倫理法人会設立を準備する組織である。開設日より2年以内に100社以上の正倫理法人会の認可基準を満たすことを目標とする。
- ⑤2年以内に正倫理法人会として設立できない場合は、方面長及び都道府県会長、当該単会役職者と十分に協議し、統廃合等の対応を検討する。

*『倫理法人会の規程集』参照

（４）倫理研究所からの講師派遣と贈呈品

①講師派遣

各単会の事情や状況を考慮し、活性充実を期して柔軟な講師派遣を行なう。

②贈呈品

- ・全役職者へ『2026 実践手帳』を贈呈する。
- ・全会員へ「2026 標語カレンダー」を贈呈する。（令和7年9月19日（金）時点の在籍口数分）
- ・新入会員へ『万人幸福の栞』『倫理法人会憲章』『倫理法人会バッジ』を贈呈する。
- ・現役会長バッジは引継ぎ制とし、退任の会長には「歴代会長バッジ」を贈呈する。

（５）役職

- ①原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。但し、法人局顧問（名誉職含）、法人スーパーバイザー・法人アドバイザー（名誉職含）の相談役と後継者倫理塾・倫理経営塾委員会委員長のいずれか一役職の兼務に限り認める。
- ②法人レクチャーは、以下のア～エの項目を満たすことを就任の条件とし、都道府県会長と方面長との十分な協議の上で推薦し、法人局において最終決定する。例年7月を目処に都道府県会長より該当者に推薦結果（新任・継続・勇退）を通知する。
 - ア、当該年度の理事長辞令の役職を有する
 - イ、都道府県での推薦人数は原則として前年度と同数（勇退者数÷新任者数）とする
 - ウ、「経営者の集い」を開催している単会の役職者であること
 - エ、推薦対象者は原則として69歳を上限とする

- ③役職者の推薦並びに年度途中での役職者の新任追加は、以下の要件を満たす者とする。
但し、新設の倫理法人会の場合は除く。
- ア、入会1年以上
 - イ、経営者モーニングセミナーに出席している
 - ウ、会費を滞納していない（就任後も同様）
- ④役職者は、家庭倫理の会の全役職と兼務はできない。
- ⑤役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし会長が留任する場合は、原則として3年を限度とする。
- *『倫理法人会の規程集』参照

（6）海外への支援

台湾（アジア台湾企業倫理促進会）、米国（カリフォルニア州倫理法人会）、ブラジル（サンパウロ州倫理法人会）を支援する。

Ⅱ. 都道府県倫理法人会における運営の強化

1. 年間活動計画

(1) 活動計画の立案

倫理研究所の事業方針及び倫理法人会活動方針、所定の「活動計画書」の各項目（拡大目標〔量〕と充実目標〔質〕）に基づき活動計画を立案する。各行事は内容をよく検討し、開催日程は倫理研究所と法人局主要行事を確認して「活動計画書」に明記する。

なお、倫理研究所からの講師派遣を伴う諸行事は、毎月 20 日までに実施できるよう計画する。「活動計画書」に記載のない行事は、企画前に必ず方面長に相談する。

都道府県主要役職者は、各単会の状況を考慮し、更なる活性充実を図る。特に 100 社未満の単会に関しては、地域事情や人材育成等に鑑み、具体的な支援計画を立案・実施する。

(2) 役職者基礎研修

倫理法人会の目的や倫理法人会活動を推進する役職者としての自覚と知識を深めることを目的とした「役職者基礎研修」を企画・実施する。

- ①日程：年度後半（原則として 7～8 月） ＊研修時間は 2 時間以上
- ②場所：都道府県毎に決定
- ③対象：都道府県と単会の次期全役職者
- ④講師：方面長と協議のうえ決定
- ⑤テキスト：『倫理法人会の規程集』他、方面より指定の教材

(3) 役員会・地区役員会・企画会

都道府県倫理法人会は、毎月、役員会・企画会、必要に応じて委員会等を開催する。会議では、連絡・報告を密にし、協議並びに審議を円滑に行なう。地区制を敷いているところは、都道府県の方針に則り、地区役員会を開催する。

- ①会議は、倫理法人会活動を円滑に運営させることを目的に開催する。
- ②原則として月の上旬に開催し、開催日を都道府県および単会の「活動計画書」に明記する。
- ③必要に応じて方面長と相談し、出席対象者を定めて会議を行なう。

＊「役員会開催要領」参照／R.link [文書管理＞法人局＞事務局関係＞05. マニュアル関係＞倫理法人会マニュアル集]

- ④協議は必ず記録をとり、最後に決定事項を確認し議事録を作成する。
- ⑤議事録は、方面長・都道府県役員会出席対象者が閲覧できるよう、事務局に保管する。
- ⑥「会計報告」は毎月、「監査報告」は年 3 回以上行ない、会運営の健全化と透明化を追求する。 ＊『倫理法人会の規程集』参照

※新入会員オリエンテーションの開催、会員企業の訪問を行なうよう単会会長に指導するなど、会員満足度を高めるための具体策を検討し、指導する。

(4) 堅固な組織作りを目指した目標設定

- ①各単会の状況に鑑み、都道府県の年度目標を設定する。
- ②年度目標達成を見据えて、上期を終える 2 月 19 日（木）直前に中間目標達成日を設定し、「活動計画書」に明記する。

（５）周年行事など特別な行事の講師派遣

周年行事などを開催する場合、企画前に方面長に相談の上「講師派遣依頼書」を提出する。周年行事は、10年毎に理事長、中間の5年時は局長が参加する。式典等の行事内容は方面長と打ち合わせのうえ実施する。

＊「周年行事開催要領」参照／R.link [文書管理＞法人局＞事務局関係＞05.マニュアル関係＞倫理法人会マニュアル集]

（６）理事長による研修

都道府県によって「理事長研修」を開催する。対象は、都道府県倫理法人会・単会の役職者とする（入会半年を過ぎた役職候補者はオブザーバーとして出席対象とすることができる）。

2. 事務局

（１）正確・健全な事務処理

倫理法人会事務局は、主に運営に関わる基本的な事務手続きを行なう重要な拠点である。特に会員の入会・退会・会員情報の変更、会費に関する手続きについては、正確・健全な事務処理を心がける。

①入会手続き

ア、入会予定者に「倫理法人会入会にあたって（入会申込書表紙）」の内容を必ず説明する。

イ、「入会申込書」は、全項目の記載漏れがないよう確認し、本人または社内でこれを代行する者が記入、押印する。

ウ、都道府県事務局は提出された入会申込書の内容を「会員管理システム（RMMS）」に正確に登録する（特に、口数・冊数の入力に注意する）。

②退会手続き

会員より退会の申し出があった場合は、トラブル防止（会費の誤請求等）のため速やかに以下の手順で処理を行なう。特に退会月に齟齬がないよう注意する。

ア、退会の受付は、口頭ではなく、必ず所定のフォーマット（倫理法人会退会届）を受理する。

イ、会員から退会の連絡を受けた際は、事務局は速やかに退会手続きを行ない、その後単会会長に報告する。

ウ、事務局は退会手続き完了後、退会者に対して、倫理法人会退会届の控えを送付する事を徹底する。

③会員情報の変更手続き

会員より住所変更・口数変更・『職場の教養』冊数変更などの各種変更に関する依頼を受けたら、迅速に RMMS にて変更登録を行なう。

④会員情報管理

ア、「入会申込書」「退会届」「変更届」「預金口座振替依頼書」等の会員情報に関する重要な書類の保管・管理を徹底する。

イ、上記書類の押印および記入内容のチェックを徹底し、不備をなくす。

ウ、法人会費の「請求書・領収書」電子化に伴い、送付手段としてのメールアドレスを
会員から収集する。

⑤期限の厳守

RMMS 関連の締め日（毎月、教育業務部より都道府県事務局へ通知）を厳守する。

ア、入会登録・活動報告入力（通常毎月 19 日）

イ、会費管理（通常毎月 8 日）

ウ、退会・移籍・口数変更（通常毎月 5 日）

⑥会費滞納会員への対応

事務長は会費滞納会員に対して、単会会長・専任幹事、必要に応じ紹介者と協力して速
やかに対応する。長期滞納者への対応は以下の通りとする。

ア、3 ヶ月滞納の場合 ⇒ 滞納理由を確認する。請求すべき滞納金は、一定期日まで
に支払うよう通達し、会員を継続するか否かを確認する。

イ、4 ヶ月滞納の場合 ⇒ 一定期日までに支払うべき滞納金を納入しない会員につい
ては即刻退会処理を行なう。

※理由なく決断を引き延ばさない。

※会員の会費遅延情報は、個人情報であることから取り扱いには十分に注意する。

⑦会計管理

現金および預金通帳を適正に管理し、入金・出金処理については、正確性・透明性・妥
当性を保ち、会計内容全般の健全化を図る。

ア、会計システムへの入力は速やかに行ない、締め（入力完了）の期限を厳守する。

イ、証憑書類を必着期限までに経理部宛に送付する。

ウ、事務長は、締め（入力完了）の期限および証憑書類の必着期限を遵守する。

エ、監査は、定期的に現金預金の実査および会計帳簿の通覧を行ない、支払（入金）先、
支払（入金）内容、金額等の適正性を確認し、監査報告を行なう。

オ、その他、会計管理上必要な処理の詳細については証憑書類マニュアル等の各種マニ
ュアルを参照し、役職者および事務局はマニュアルに則りその職務を遂行する。

（２）円滑な事務局運営

①倫理法人会は、法令に基づいた労務管理上の基本的ルールを遵守する。

②事務長は定期的に事務局員の教育指導を行なう。

③事務局は、監査の求めに応じて開示できるよう証憑書類は常に整理しておく。

④倫理法人会の窓口として、電話対応や接客を丁寧に行なう。

⑤事務局内の清掃、整理整頓を常に心がけ室内の美化に努める。

⑥人数に関係なく「活力朝礼」「終礼」を行なう。

（３）事務長・監査・事務局員の研修

①都道府県倫理法人会は事務局業務を正しくかつ円滑に行なうため、単会事務長・監査・
事務局員研修を開催する。原則として単会の指導にあたる都道府県事務長・監査が、倫
理研究所の提供する各研修用資料に基づいて研修を行なう。

※研修を法人局に依頼する場合は、研修内容・日時を明記し、3 ヶ月前までに「講師派遣依頼書」を方面長宛に提出する。講師派遣の可否については、各都道府県の状況を勘案して、法人局にて決定する。

②都道府県監査は、健全な会計処理を実現するため、単会監査の指導にあたる。

③法人局や経理部及び都道府県の監査が倫理法人会に対して、監査を行なう場合がある。

(4) 情報の共有

「倫理法人会情報共有システム (R.link)」を活用し、法人局と都道府県事務局の連絡を円滑化して事務処理の効率化を図る。

①「法人局連絡事項」・「講師配当」のダウンロードを行なう。

②各種マニュアル類・講師プロフィール等のダウンロードを行なう。(31 頁 32 頁参照)

③講師プロフィールに R.link メールアドレスの記載がある講師に対しては、同メールを出張連絡に活用する。

3. 都道府県倫理法人会の委員会

(1) 委員会活動

委員会は、組織を側面から支援するスタッフ部門としての性格を生かしつつ、幹事長の指示のもと組織のラインによる普及活動を強力に支援する。

①都道府県には以下の委員会を設置する。

- ・「モーニングセミナー委員会」「朝礼委員会」は必ず設ける。

- ・「キャリア」「研修」「広報」の各委員会は、1,000 社以上の会は必ず設け、1,000 社未満は設置を選択する。

- ・「後継者倫理塾委員会」「倫理経営塾委員会」は、1,000 社以上で設置を選択する。

- ・「女性」「青年」の各委員会は、設置を選択する。

- ・上記の都道府県委員長・副委員長には理事長名の辞令が交付される。

②都道府県の各委員会は倫理法人会の諸活動を活性化させるため、年度内に開催する行事を企画・立案し「活動計画書」に明記する。各委員会と連携をとって会員普及につなげる。

③各委員会は必要に応じて会議を開催する（リモート及びリモート併用開催可）。

④役員会で承認を得ていない突発的な行事は開催しない。

⑤2,000 社以上の会員を有する会は、上記委員会に加えて 1 委員会に限り理事長名の辞令を交付する正規委員会を設置することができる。但し、設置には方面長とよく協議し、法人局の承認を得て、過去 3 年程度の実績（県会長辞令時の活動実績）を勘案して設置する。

⑥各委員会の委員は単会の幹事で構成する。但し、キャリア委員会の委員は会長経験者とする。

(2) 各種委員会

◆モーニングセミナー委員会（設置必須）

*以下、「MS」の表記は「モーニングセミナー」を意味する

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、所属単会のMS活性化の推進を図り、『経営者モーニングセミナーマニュアル』に則った開催を指導する。

②委員長の職務

ア、『経営者モーニングセミナーマニュアル』（R3 年度改訂版）に則って運営を指導する。
イ、所属の単会ごとに「出席社数の目標」を設定し、参加者の増大を図る。
ウ、キビキビした雰囲気づくりと朝食会の活性化を図り、未会員を入会に導くオリエンテーションを企画・実施する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、MS活性化とマニュアルに沿った運営指導を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

*「経営者モーニングセミナーマニュアル」参照／R. link [文書管理＞法人局＞事務局関係＞05. マニュアル関係＞倫理法人会マニュアル集]

◆朝礼委員会（設置必須）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、『職場の教養』を用いた「活力朝礼」を提案・指導して、実施企業の増大を図る。

②委員長の職務

ア、「朝礼研修」を担当研究員と連携して企画・実施する。
イ、朝礼導入を希望する企業を対象に広報活動を行ない、効果的な行事等を実施する。
ウ、会員企業が活気に満ちた朝礼を導入する契機となり、継続のヒントとなるよう、「朝礼コンテスト」「朝礼発表会」などを企画・実施する。
エ、「活力朝礼」実施企業数の目標を設定し、増大を図る。
オ、「終礼」実施を促進する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、「活力朝礼」実施企業の増大を図り、諸行事・研修を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

◆研修委員会（1,000 社以上は必須、1,000 社未満は選択）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、会員の純粋倫理の体得、役職者や会員に学習機会を提供する。役職者や会員の意識向上のため、各種研修の内容充実・活性化を図る。

②委員長の職務

ア、「倫理経営基礎講座」「経営者の集い」の動員目標を設定し、参加者の増大を図る。
イ、新入会員オリエンテーションを企画・実施する。
ウ、富士高原研修所における各種セミナーの受講を推進する。

エ、『万人幸福の葉』『七つの原理』等の学習会の開催を検討し、企画・実施する。

オ、倫理体験事例を発表する「事業体験報告会」「実践報告会」等を企画・実施する。

※5年に一度、創始者のご命日である12月14日の前後一週間を目安に、倫理体験事例を発表する「感謝報告の会」を開催する（次回開催は令和8年12月）。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、純粋倫理を基盤とした倫理経営の学習機会を提供し、各種研修を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※[研修委員会正副委員長会] 令和8年6月18日（木）～19日（金）

◆広報委員会（1,000社以上は必須、1,000社未満は選択）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、HPや広報誌などの企画・管理・充実を図り、地域・行政・会員・未会員に対して倫理法人会の活動を正確に広報する。

②委員長の職務

ア、広報誌やHP、SNSも効果的に活用し、倫理法人会の諸活動を広報する。

イ、R.linkの「ホームページガイドライン」や法人局連絡事項を参照し、都道府県のHPの運営と管理を行なう。単会や委員会がSNSに掲載したものに対しては、監視と指導を行なう。

ウ、都道府県、単会の行事や活動の情報を収集し、記事の執筆・収集を行なう。

エ、倫理研究所の依頼に応じて『倫研新報』『Rinri Network』等に寄稿する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、効果的な広報活動を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

◆キャリア委員会（1,000社以上は必須、1,000社未満は選択）

※同委員会の委員は、会長経験者で構成する。

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、都道府県会長及び単会会長経験者、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー（名誉を含む）との交流を図ると共に、現役職者を強力に支援する。

②委員長の職務

ア、年1～2回の交流を促進する会を企画・実施する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、キャリア委員会の活動を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

◆後継者倫理塾委員会（1,000 社以上は選択）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、ガイドラインに則った「後継者倫理塾」の運営推進に努め、塾生の教育にあたる。

②委員長の職務

ア、設置基準に則って塾生を募集し、開塾の準備を行なう。

イ、「倫理経営」を基盤とした教育カリキュラムを立案し、塾生の教育指導にあたる。

ウ、塾生、修了生の所属会での活躍をサポートする。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、塾の運営及び塾生の募集・教育を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※経営者を対象とした塾との併設を希望する場合は、方面長に相談の上、実情に応じて開塾可能とする。

◆倫理経営塾委員会（1,000 社以上は選択）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、ガイドラインに則った「倫理経営塾」の運営推進に努め、塾生の教育にあたる。

②委員長の職務

ア、設置基準に則って塾生を募集し、開塾の準備を行なう。

イ、「倫理経営」を基盤とした教育カリキュラムを立案し、塾生の教育指導にあたる。

ウ、塾生、修了生の所属会での活躍をサポートする。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、塾の運営及び塾生の募集・教育を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※後継者を対象とした塾との併設を希望する場合は、方面長に相談の上、実情に応じて開塾可能とする。

※[倫理経営塾委員会正副委員長会] 令和8年7月7日(火)～8日(水)[本部]

◆女性委員会（選択）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、女性経営者並びに経営者夫人を対象に普及活動を行なう。

他の委員会と協力して、女性が行事や研修に参加しやすくなるようサポートする。

②委員長の職務

ア、女性の視点を効果的に活用し、女性経営者並びに経営者夫人を対象としたセミナー等を開催し、親睦の輪を広げる。

イ、都道府県や単会が開催する諸行事をサポートすると共に、女性の参加とサポート者を増員する。

ウ、MS委員会と協力し、MSに女性の参加者が増えるよう企画・実施する。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、女性委員会の活動を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※[女性委員会正副委員長会] 令和8年6月23日（火）～24日（水）

◆青年委員会（選択）

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、若手経営者や後継者を対象とした活動を推進して次代の役職者候補の発掘と育成に努める。

②委員長の職務

ア、若手未会員（20～49歳の経営者）への普及。

イ、若手経営者や後継者を対象とした各種セミナーや行事を企画・実施する。

ウ、必要に応じて、若手経営者や後継者を対象とした親睦を図る行事を企画・開催し、連帯連携の輪を広げる。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、若手未会員への普及を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

◆新設委員会（2,000社以上）

〔試行期間〕

新たに正規委員会の設置を希望する場合は、まず、都道府県会長辞令による委員会として設置する。この試行期間の委員会は、「人材の集中と指示系統の一元化」を期して、一委員会のみ設置することができる。また、設置構想に際しては、当会の目的に沿い、将来、常設の必要性が認められる内容であるかどうかを十分に吟味し、方面長とよく相談した上で決定する。

〔正規委員会としての認定後〕

①委員長の立場

副委員長や委員と協力し、設置された委員会の目的実現と目標達成に努め、当該倫理法人会活動を活性化する。

②委員長の職務

方面長と相談の上、設置委員会の目的実現及び目標達成に必要な職務を都道府県において定める。

③副委員長の立場

委員長を補佐し、当該委員会活動を支援する。

④副委員長の職務

ア、委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

イ、委員長不在の時は、その職務を代行する。

※委員長と副委員長には、理事長名の辞令を交付する。

Ⅲ. 単位倫理法人会における運営の強化

1. 年間活動計画

都道府県の活動方針に基づき活動計画を立案する。各行事は内容をよく検討し、開催日程は倫理研究所と法人局の主要行事・都道府県の行事を確認し「活動計画書」に明記する。なお、倫理研究所からの講師派遣を伴う諸行事は、毎月 20 日までに実施できるよう計画する。予定外の行事については、決定する前に必ず幹事長または地区長に相談する。

①年間行事

「経営者の集い」の開催月と「倫理経営講演会」を実施する会は開催月日を決める。状況に応じて分封、周年行事等は事前に都道府県役員会に諮る。突発的行事は控える。

②普及活動計画

都道府県と協議し年度目標と共に、2 月に中間目標を設定する。100 社以上の単会は資格維持につとめ、さらなる拡充を図る。100 社未満の単会は、着実な普及による資格復帰を目指す。

2. 役員会

- ①会議は、単会活動を円滑に運営させることを目的に開催する。
- ②原則として、都道府県役員会終了後、月の上旬に開催する。
- ③事前に出欠確認を行ない、出席率を高める（欠席者には届出を求める）。
- ④協議は必ず記録をとり、最後に決定事項を確認し議事録を作成する。
- ⑤議事録は、出席対象者が必要に応じて閲覧できるよう事務局に保管する。
- ⑥「会計報告」は毎月、「監査報告」は年 3 回以上行ない、会運営の健全化と透明化を追求する。

3. 経営者モーニングセミナー

- ①『経営者モーニングセミナーマニュアル』（R. link 内の最新版）通りに実施運営する。
- ②動員計画（未会員を含む）を立案し、出席社数と出席人数の増加を図る。
- ③会員スピーチの充実に努める。
- ④倫理実践を喚起する。
- ⑤在籍会員数の 30%以上を動員目標とする。
- ⑥倫理研究所が発行する書籍の購読を呼びかける。

<表彰>①参加社数部門 ②参加率部門

※正倫理法人会（100 社以上）で、原則月 3 回以上経営者モーニングセミナーを開催しているところを対象に、以下の項目で月間は 1 位のみ、年間は 1～3 位を表彰する（年間表彰は年度内 12 ヶ月連続して正倫理法人会の条件を満たしていること）。

〔算出方法〕

$$\begin{array}{lcl} \text{当該単会月間参加合計社数} & & \text{左記①} \\ \text{①} = \frac{\quad}{\text{モーニングセミナー開催数}} & \text{②} = \frac{\quad}{\text{前月締め(19 日)在籍会員数}} \end{array}$$

※②の年間表彰は在籍会員の年間平均を分母とする（令和 7 年 6 月～令和 8 年 5 月）。
※月・年間の表彰対象月は、令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月。

4. 倫理経営基礎講座

役職者と、その候補者を対象に開催し、役職者としての自覚を深めると共に純粋倫理の理解と実践力の向上を図る。

- ①年間 6 回程度開催し、1 回の講座時間は 60 分とする。
- ②日程は開催月 2 ヶ月前に法人局より連絡する。
- ③講師は倫理研究所より派遣する。
- ④受講者は『倫理経営基礎講座テキスト』『万人幸福の栞』を携行する。

※テキストが不足した場合は、都道府県事務局で集約し、R.link 内にある「倫理経営基礎講座テキスト発送依頼申請書」にて申し込む。

<表彰>年間のみ

当該単会平均参加人数（理事長辞令の役職者のみ）

※正倫理法人会（100 社以上）で、年度内 12 ヶ月連続して正倫理法人会の条件を満たしている会を対象に、全国 1～3 位を表彰する。

※年間の表彰対象月は、令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月。

※都道府県の役職者は所属会への参加時にカウントする。

5. 経営者の集い

- ①未会員や活動に参加していない会員が「事業体験」を聴講し、倫理経営を学ぶ機会として積極的に開催する。
- ②未会員を含めた動員目標を設定し、終了後は未会員が入会へと結びつくよう、丁寧に対応する。
- ③開催回数(年 5 回以内・11 月～7 月)については「活動計画書」の「経営者の集い」の欄に○印を記入する。(原則、事前の日程指定及び法人レクチャラーの指名はできない)
- ④「経営者の集い」は、「経営者モーニングセミナー」の前日に開催する。
- ⑤「倫理経営基礎講座」等と重複しないよう、法人レクチャラーと日程の打ち合わせを行なう。
- ⑥終了後は、当該年度の「経営者の集い開催報告書」をメール (houshinkg2@rinri-jpn.or.jp) または FAX (03-3237-0912) にて提出する。

6. 自主開催のセミナー

- ①企画以前に方面長と相談し、倫理研究所派遣以外の講演者を招聘する場合、「講師料」「出演料」を確認して費用対効果も考慮する。
- ②講師プロフィール（職業・略歴）をインターネット等で事前調査して役員会で承認を得てから依頼・開催する。

7. 倫理経営講演会

令和 8 年度より、同講演会の開催の有無、開催形態（複数単会での開催可）等を決定する選択制を実施する。なお、複数単会での実施を計画しているところは、「活動計画書」に主催単会と合同開催単会を明記する。

倫理経営講演会を開催しない単会は、これに代わる未会員を対象として「倫理経営」をアピールする行事を下記③の期間内に実施する。

- ①令和 8 度倫理経営講演会テーマ 「企業は人なり—経営者が変われば会社は変わる—」
- ②未会員へ倫理経営をアピールする行事と位置づけ、未会員や活動に参加していない会員が倫理経営の事業体験を学ぶ機会として、広く地域の経営者に呼びかける。動員目標は 100 社（内未会員 30%）以上とし、終了後未会員への対応を丁寧に行ない入会へと結びつける。
- ③開催期間は 1 月 5 日～5 月末日とし、日時を決定して「活動計画書」に明記する。
- ④講演会聴講券の金額は、自由設定（無料可）とし、全ての講演会終了後、講演会を開催した主催単会より、講演費 30,000 円と助成金を相殺する。
- ⑤開催形式は原則、A：事業体験報告＋講演、B：朝礼実演＋講演とする。
- ⑥派遣する講師および事業体験報告者の交通費は倫理研究所の負担とする。
- ⑦講演会を開催する月は「倫理経営基礎講座」及び「経営者の集い」は開催しない。
- ⑧講演会の参加費を単会の活動費から出金しない。

8. 周年行事など特別な行事の講師派遣

- ①周年行事などを開催する場合、事前に都道府県会長（幹事長・地区長）に相談の上、「講師派遣依頼書」を担当の方面長宛に提出する。
- ②周年行事は、正倫理法人会設立日を起点として 5 年毎に開催する。
- ③原則、行事開催の 3 ヶ月前に 100 社を満たしている場合のみ倫理研究所より講師を派遣する。＊「周年行事開催要領」参照／R.link [文書管理＞法人局＞事務局関係＞05. マニュアル関係＞倫理法人会マニュアル集]

9. 清掃活動

日程を決めて「清掃活動」を行ない、環境の保全と美化に努める。

IV. 教育の充実

1. 倫理経営基礎講座

「倫理経営基礎講座」を役職者教育の基盤と位置づけ、単会ごとに実施し、本講座の受講を倫理経営インストラクターの推薦・審査項目の一つとする。

2. 法人レクチャラー

法人レクチャラーとして「経営者の集い」や「倫理経営講演会」で行なう、「事業体験報告」の能力向上のため、次の研修を実施する。

(1) 新任法人レクチャラー研修

- ①日程：[第一組] 令和7年11月7日(金)～8日(土)
[第二組] 令和7年11月12日(水)～13日(木)

②場所：後日、対象者に教育業務部より連絡

③対象：新任及び同研修を未受講の法人レクチャラー

※新任法人レクチャラーは、本研修受講を「経営者の集い」への派遣条件とする。

(2) 方面主催 法人レクチャラー研修

- ①日程：原則として都道府県毎に一日研修として令和7年9月から11月の期間に開催する。詳細日程は、後日方面より連絡。

②場所：後日、方面より連絡

③対象：「新任法人レクチャラー研修」を履修し、就任2年目から5年以内の法人レクチャラー。就任6年目以降の法人レクチャラーで受講希望者の参加も可能とする。ただし、(1)(3)の研修の対象者を除く。

(3) 倫理経営講演会 事業体験報告者研修

- ①日程：[第一組] 令和7年11月7日(金)～8日(土)
[第二組] 令和7年11月12日(水)～13日(木)

②場所：後日、対象者に教育業務部より連絡

③対象：倫理経営講演会の事業体験報告を行なう法人レクチャラーで、同研修の受講が2回未満の者。

3. 倫理経営インストラクター

倫理経営インストラクターを対象に、「倫理経営指導」及び「講話」の基礎力修得を目的として、下記の研修を行なう。

(1) 新任倫理経営インストラクター認定講座

- ①日程：令和7年9月19日(金)～20日(土)
- ②場所：倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町4-5）
- ③対象：新任の倫理経営インストラクター

(2) 倫理経営インストラクター研修（法人レクチャラー）

- ①日程：令和8年1月21日（水）～22日（木）
- ②場所：倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町4-5）
- ③対象：法人レクチャラーの役職を有する倫理経営インストラクター
- ※5回以上の受講歴を有する者及び70歳以上の者は本研修の受講を免除する。

4. 法人スーパーバイザー・法人アドバイザー

法人スーパーバイザー・法人アドバイザーを対象に、下記の研修・会合を実施し、講師陣に求められる諸力向上を図る。

(1) 新任法人スーパーバイザー研修

- ①日程：令和8年7月16日（木）～17日（金）
- ②場所：倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町4-5）
- ③対象：新任の法人スーパーバイザー

(2) 法人スーパーバイザー研修

- ①日程：令和8年1月14日（水）～15日（木）
- ②場所：京都市内
- ③対象：法人スーパーバイザー

(3) 法人局顧問・法人アドバイザー会

- ①日程：令和8年6月12日（金）～13日（土）
- ②場所：熱海後樂園ホテル
- ③対象：法人局顧問（名誉含）、法人アドバイザー（名誉含）

(4) 倫理経営講演会 新任講師勉強会

新たに倫理経営講演会に登壇する講演者を対象に、同講演会の性質と特色、テーマに関する理解を深める研修を行なう。二年目以降の講師には関連資料を送付し、「新任講師勉強会」の主な内容をオンライン動画にて配信する。

- ①日程：令和7年11月21日（金）～22日（土） ※終了後「定時社員総会」に参加
- ②場所：倫理研究所（東京都千代田区紀尾井町4-5）
- ③対象：倫理経営講演会の新任講師

5. 倫理経営指導（倫理指導）

会員は生活上の苦難、また事業上の課題などについて、「倫理経営インストラクター」の資格を有する者に倫理指導を受けることが出来る。希望者は、事前に予約し、事務局にある「倫理指導票」に必要事項を記入の上、指導時に提出する。

(1) 出張者

単会等へ出張した講師に倫理指導を申し込む場合は、会長の承認を得て行なう。また、他単会の出張者に申し込む場合は、自単会会長及び出張先の単会会長の了承を得る。その後、講師と日時を調整し、出張先の単会会長に調整した日時を知らせる。

(2) 倫理研究所 (東京都千代田区紀尾井町 4-5、TEL:03-3264-2251 法人局 3、普及事業部 3)

毎週土曜日に行なっている倫理研究所での「倫理指導」を希望する場合は、普及事業部まで事前に電話で申し込む。

(3) その他

所属する倫理経営インストラクターを斡旋する制度を有している都道府県もあるので、単会会長に相談する。

6. 現地セミナー・企業講演

(1) 都道府県倫理法人会主催の場合

①「都道府県活動計画書」に明記し、原則として令和7年9月末日までに「講師派遣依頼書」を方面長宛にメールまたはFAXで送信する。

②諸経費については下記の表を参照。

③開催7日前に参加者20名以下の場合は、講師派遣を中止とすることもある。

【現地セミナー料金表】

種 別	期 間	費 用	交通費	会場費・宿泊費
経営者セミナー	1 日	20 万	倫理研究所負担	主催者負担
	1 泊 2 日	30 万		
幹部社員セミナー	1 日	15 万	倫理研究所負担	主催者負担
	1 泊 2 日	25 万		
新入社員セミナー	1 日	10 万	倫理研究所負担	主催者負担
	1 泊 2 日	20 万		

※上記種別のセミナーを同日程、同所で開催の場合、費用はそれぞれ別途に生じます。

(2) 企業主催の場合

都道府県倫理法人会を窓口として「講師派遣依頼書」を原則3ヵ月前までに方面長宛にメールまたはFAXで送信する。諸経費については下記の表を参照。次項(3)企業講演も同様。

【現地セミナー料金表 (会員企業限定)】

種 別	期 間	費 用	交通費・会場費・宿泊費
企業主催セミナー	1 日	20 万	主催者負担
	1 泊 2 日	30 万	

(3) 企業講演

【企業講演料金表】

種 別	時 間	費 用	交通費・会場費・宿泊費
会 員	2 時間以内	5 万	主催者負担
未会員	2 時間以内	10 万	主催者負担

V. 富士高原研修所（各種セミナー）

- ①研修委員会を中心として係を決めて会員に、「経営者倫理セミナー」の受講を勧める。
 - ②会員に各種セミナーの受講を促し、会員企業への純粋倫理の浸透をはかる。
 - ③都道府県は「自主企画セミナー」を企画し、積極的に富士高原研修所を活用する。
- ※「社員倫理セミナー」で発行する「活力朝礼マスター認証書」は、認証された社員が所属する企業内のみ有効とする。

VI. 諸規程の遵守

1. 倫理法人会組織での商行為、政治活動・他団体への勧誘の禁止

『倫理法人会規程』第 25 条参照。

2. 金銭の貸借

『倫理法人会規程』第 10 条参照。

3. 会員に対する現金（金券類含む）支出の禁止

倫理法人会が有する現金・預金は、倫理法人会会員の会費が原資であり、純粋倫理の学習・会合・普及などの諸活動に使用するための資金である。従って、会員へ報奨金・慰労金などの名目で現金及び金券類を支出することは、団体の性格上、適正とは言えず、慶弔費・交通費・講師費以外の会員に対する支出は認められない。

具体的には下記のような現金及び金券類の支出を禁止している。

- ①普及奨励賞、普及成約賞、功労賞などの名目で会に貢献された方への支出
- ②経営者モーニングセミナー皆勤賞、誕生祝、その他イベントの景品としての支出
- ③会員への還元及び寄付

※金券類：商品券・図書券など

4. 録音・録画・写真撮影

諸行事の連絡事項時や開始前に、以下の録音、録画に関する留意事項を周知する。

- ①録音・録画・写真撮影及び、講演・講話内容を SNS、HP・会報などに掲載する場合は、必ず事前に講師の承諾を得る。録音・録画する場合は、飽くまで記録用とし、会報や HP に掲載の記事等に正確性を期するための記録資料として用いる。
- ②集合写真やスナップ写真を SNS などへ掲載する場合は、被写体（後ろ姿であっても）となる方々に事前に掲載許可を得る。SNS、会の HP への投稿及び記載する以外に、個人による SNS などへの掲載も同様に許可を得た写真のみとする。

VII. 非常時の対応

これまでの経験を基に、被災地と法人局で検討し、迅速に対応する。また、感染症の蔓延に関しては、政府の発出する情報と活動に照らして対応する。

VIII. その他の事項

1. 倫理研究所発行の著作物の転載

倫理研究所が発行する著作物に掲載されている写真など（創始者の写真・書道作品を含む）を倫理法人会が発行する記念誌・記念品、また個人が編集発行する冊子などに転載する場合は事前に方面長に相談する。

2. 家庭倫理の会との関わり

①「倫理経営講演会」

家庭倫理の会へのチケット販売を組織的に行なわない。

②「経営者モーニングセミナー」

ア、家庭倫理の会会員へ参加を呼びかけない。

イ、家庭倫理の会主催行事の PR、チケット販売は行なわない。

③講師の招聘

互いに講師の招聘・派遣は行わない。

3. 選挙への立候補・選挙運動

①役職者および会員が公職選挙に立候補する場合は『倫理法人会の規程集』第 26 条を参照。

②会の費用で立候補者主催の講演会チケット等の購入は行なわない。

③祝電について

会員または都道府県及び単会の顧問を対象とし、必要に応じて地元倫理法人会で対応する。

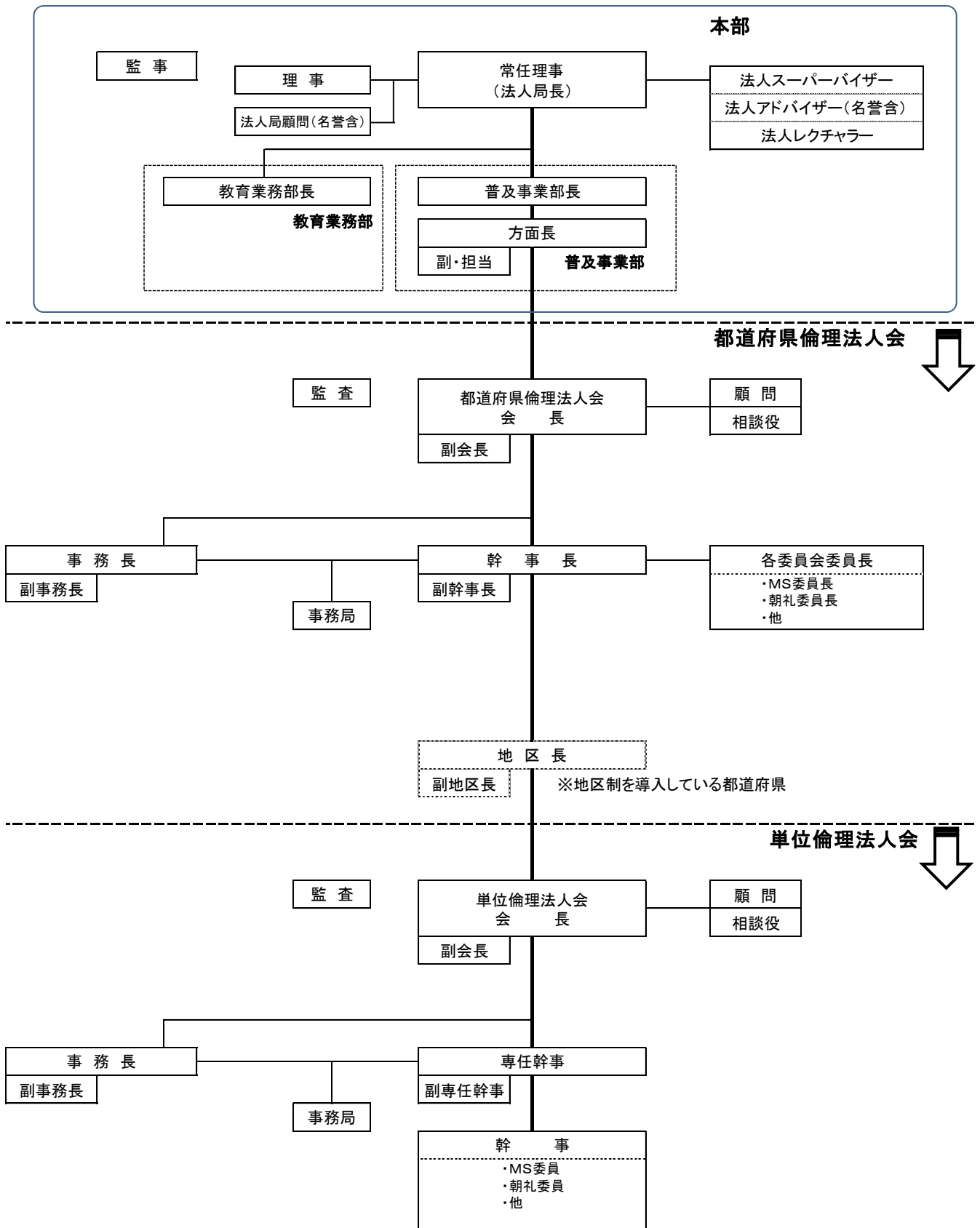
4. 文化活動

①新たな法人支苑は開設しない。

②都道府県は、既存の「秋津法人支苑」「しきなみ法人支苑」を運営し、会員に文化・芸術に親しむ場を提供する。

③各法人支苑のお世話役には「〇〇法人支苑 秋津世話役」「〇〇法人支苑 しきなみ世話役」の辞令を交付する。尚、申請の際は各単会の役職者名簿の幹事の最後に記載する。

倫理法人会組織図



令和8年度 法人スーパーバイザー（SV）一覧

北海道・東北方面		
1	坂口 典正	北海道
2	高橋 秀一	北海道
3	新戸部 八州男	青森県
4	横町 芳隆	青森県
5	及川 元一	岩手県
6	佐々木 勝智 ※	岩手県
7	齊藤 実	秋田県
8	川崎 博祐	福島県
関東・甲信越方面		
9	飯田 正之 ※	茨城県
10	和田 政彦	茨城県
11	小沼 正則	栃木県
12	佐藤 節子 ※	栃木県
13	小松 勝三	群馬県
14	井岡 秋夫	新潟県
15	市川 英治 ※	長野県
16	狩野 土	長野県
17	三石 博明	長野県
首都圏方面		
18	小池 博	埼玉県
19	小滝 敏郎	埼玉県
20	清水 良朗	埼玉県
21	花野井 勝浩	千葉県
22	本多 一之	千葉県
23	吉田 平	千葉県
24	飯作 文俊	東京都
25	工藤 直彦	東京都
26	小林 良子	東京都
27	上野 博之	神奈川県
28	川内 美喜男	神奈川県
29	星 武司	神奈川県
東海・北陸方面		
30	安田 厚士	岐阜県
31	影山 伸和	静岡県
32	袴田 敦志 ※	静岡県
33	村上 実	愛知県
34	山口 弘修	愛知県

近畿方面		
35	井内 良三	滋賀県
36	楠亀 輝雄 ※	滋賀県
37	大池 俊生	京都府
38	中西 通夫	京都府
39	安井 義幸	京都府
40	川村 慶 ※	大阪府
41	木村 雅	大阪府
42	山本 一	大阪府
43	米澤 忍 ※	大阪府
44	中津 政敏	兵庫県
45	西廣 真治	和歌山県
中国・四国方面		
46	井戸垣 昌延	鳥取県
47	福井 龍介	鳥取県
48	常松 栄	島根県
49	古川 雅巳	島根県
50	田中 里味	岡山県
51	松本 浩之	山口県
52	川上 正城	香川県
53	松熊 秀樹	香川県
54	久万田 昌弘	高知県
55	西森 義信	高知県
九州・沖縄方面		
56	坂本 靖男	福岡県
57	中尾 達弥	福岡県
58	矢加部 尚武 ※	福岡県
59	寺崎 晃嘉	佐賀県
60	福岡 敬貢	佐賀県
61	土井 幸喜	長崎県
62	永木 保史	長崎県
63	藤永 和広 ※	熊本県
64	村上 尊宣	熊本県
65	飯田 宜章	大分県
66	鶴田 芳男	宮崎県
67	天野 純一	鹿児島県
68	岩田 三千生	鹿児島県
69	塩川 哲郎	鹿児島県
70	野下 一隆 ※	鹿児島県

※印は新任

令和8年度 法人アドバイザー（AD）一覧

北海道・東北方面		
1	大村 秀明	北海道
2	佐々木 正博	岩手県
3	三田 望	岩手県
4	伊藤 俊郎	宮城県
5	青木 信博	福島県
6	丸山 弘	福島県
関東・甲信越方面		
7	小山 久雄	茨城県
8	佐藤 英夫	茨城県
9	真行寺 廣始	茨城県
10	林 稔 ※	茨城県
11	平野 健二	茨城県
12	森 誠	茨城県
13	遠藤 就子 ※	栃木県
14	野口 起生	栃木県
15	福田 康生	栃木県
16	磯田 サヨ	新潟県
17	大村 義之	山梨県
18	小俣 政英 ※	山梨県
19	小山 秀一	長野県
20	中村 八恵子	長野県
21	安江 高治	長野県
首都圏方面		
22	金子 袈裟己	埼玉県
23	小出 操	埼玉県
24	河野 武彦	埼玉県
25	齊藤 和子	埼玉県
26	柴崎 猛	埼玉県
27	浅野 洋一 ※	千葉県
28	田中 保生	千葉県
29	戸田 栄造	千葉県
30	小倉 裕美	東京都
31	高嶋 民雄	東京都
32	日高 新作	東京都

東海・北陸方面		
33	中崎 行雄	石川県
34	伊藤 勇二	福井県
35	島 良明	岐阜県
36	長田 辰美	静岡県
37	山田 憲市	静岡県
38	大塚 祥吉 ※	愛知県
39	河合 伴治	愛知県
40	角田 恭恵	愛知県
41	村山 明子	愛知県
42	古川 典明 ※	三重県
近畿方面		
43	新庄 昇	滋賀県
44	吉瀬 融	大阪府
45	佐藤 福男	大阪府
46	栗山 章	兵庫県
中国・四国方面		
47	森脇 慎一	島根県
48	松森 悦子 ※	広島県
49	二川 正志	香川県
50	高木 正江	愛媛県
51	松本 一志	愛媛県
九州・沖縄方面		
52	大江 義夫	福岡県
53	大津 正和	福岡県
54	緒方 一義	熊本県
55	宍倉 渉	熊本県
56	加藤 公利	大分県
57	児玉 雄二	宮崎県
58	宇都 要一	鹿児島県
59	石川 元章	沖縄県

令和8年度 名誉法人アドバイザー（AD）一覧

北海道・東北方面		
1	朝倉 幹雄 ※	北海道
2	盛田 良次	秋田県
3	原田 善征	宮城県
4	中村 恒一	山形県
関東・甲信越方面		
5	鹿島 節子	茨城県
6	中嶋 章浩	茨城県
7	若槻 正子	茨城県
8	最上 勝弘	栃木県
9	岡村 建一	群馬県
10	宮坂 政宏	群馬県
11	澤 秀一郎 ※	新潟県
12	山岸 正勝	新潟県
13	古屋 哲男	山梨県
14	熊谷 加舟	長野県
首都圏方面		
15	大熊 富夫	埼玉県
16	岡庭 武利	埼玉県
17	三上 忠男	埼玉県
18	畔高 敦司	千葉県
19	佐藤 光央	千葉県
20	藤本 定明	千葉県
21	増田 彰司	千葉県
22	五十嵐 勝昭	東京都
23	小林 桂子	東京都
24	横田 保	東京都
25	宮井 エイ子	神奈川県
26	山崎 貞雄	神奈川県

東海・北陸方面		
27	松尾 隆徳	愛知県
28	遠藤 洋徳	三重県
近畿方面		
29	藤原 忠生	京都府
30	山路 卓司 ※	大阪府
31	津々木 昭子	兵庫県
中国・四国方面		
32	飯塚 秀夫	広島県
33	松本 忠	徳島県
34	徳永 孝明	香川県
35	岡田 紀夫	愛媛県
九州・沖縄方面		
36	浅井 美行	福岡県
37	岩永 研一	熊本県
38	佐藤 博治	大分県
39	宮崎 文男	大分県
40	比嘉 八重子	沖縄県

普及活動のあり方

1、普及活動の心得

- ①訪問先の益々の繁栄・発展を願い、心を込めてお勧めしましょう。
- ②入会の有無に関わらず爽やかな対応を心掛けましょう。
- ③普及は自己成長の場と捉えて、明るく笑顔で元気に取り組みましょう。

2、訪問日と訪問時間帯

先方の業種・業態を考慮し、事前に連絡を取って訪問日と訪問時間帯を決めてください。
先方の都合を考えずに長時間滞在したり、訪問時間に遅れる、始業前や終業後に訪問をするなどの行為は慎んでください。また、月曜日、土日祝日、盆や年末年始などの訪問は先方に迷惑をかけることがあるため、控えるようにしましょう。

3、訪問人数

訪問する人数については、紹介者を含めて2名程度とし、大人数で押しかけるのは慎みましょう。

4、持参品

倫理法人会の活動が一目でわかるような資料（「倫理法人会案内」「職場の教養」「万人幸福の葉」「都道府県の広報誌」「入会申込書」）など、その他必要と思われるパンフレットやリーフレットを持参してください。

5、説明内容

倫理法人会の活動や学習内容、具体的な会員企業の成功例（朝礼を取り入れて社風がよくなった、社員のモチベーションがアップした、継承問題がスムーズに運んだ・・・）などを懇切丁寧に説明してください。

また、倫理法人会入会の基本情報（会費、『職場の教養』の贈呈、無料で参加できる行事の紹介、朝礼指導、経営者倫理セミナー受講の割引制度、入退会の仕組み・・・）などの説明に漏れがないようお願いします。

6、訪問後の対応

- ①経営者モーニングセミナー等、諸活動への参加を勧めてください。
- ②活動案内のメール配信やファックスをしてもよいかどうかを確認してください。

7、その他

- ①仕事上の力関係を利用し、入会の強要・強制はしないでください。
- ②訪問の際には自社の営業活動、政治・宗教に関わる話はしないでください。
- ③反社会勢力に属したり関与するなどの可能性がある企業・団体へは、入会をお勧めしないでください。

都道府県別人口と企業数

(単位:人・社)

方面	都道府県	総人口	企業数
北海道・東北	北海道	5,228,885	132,116
	青森県	1,238,730	35,929
	岩手県	1,211,206	33,295
	秋田県	960,113	29,066
	宮城県	2,303,487	56,142
	山形県	1,068,696	34,646
	福島県	1,834,198	53,290
関東・甲信越	茨城県	2,868,554	72,900
	栃木県	1,934,016	53,621
	群馬県	1,940,333	58,642
	新潟県	2,202,358	67,216
	山梨県	810,427	28,552
	長野県	2,049,683	66,662
首都圏	埼玉県	7,346,836	150,341
	千葉県	6,287,034	114,313
	東京都	14,064,696	423,595
	神奈川県	9,240,411	184,197
東海・北陸	富山県	1,035,612	31,472
	石川県	1,133,294	36,917
	福井県	767,433	26,914
	岐阜県	1,979,781	64,514
	静岡県	3,635,220	108,917
	愛知県	7,546,192	195,912
	三重県	1,771,440	46,459
近畿	滋賀県	1,414,248	32,250
	京都府	2,579,921	74,999
	大阪府	8,842,523	262,619
	兵庫県	5,469,184	134,302
	奈良県	1,325,437	30,083
	和歌山県	923,033	31,836
中国・四国	鳥取県	553,847	14,641
	島根県	671,602	19,572
	岡山県	1,889,607	50,200
	広島県	2,801,388	78,069
	山口県	1,342,987	34,174
	徳島県	719,704	23,259
	香川県	951,049	28,641
	愛媛県	1,335,694	39,668
	高知県	692,065	22,422
九州・沖縄	福岡県	5,138,891	131,240
	佐賀県	812,013	22,405
	長崎県	1,313,103	38,267
	熊本県	1,739,211	46,830
	大分県	1,124,597	31,999
	宮崎県	1,070,213	31,900
	鹿児島県	1,589,206	45,827
	沖縄県	1,468,410	44,424
合計		126,226,568	3,375,255

出典：

人口(R2年)……「令和2年国勢調査 人口速報集計」(総務省統計局ホームページより)

企業数(R3.6データ)……「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業員数(民営、非一次産業、2021年)」

(中小企業庁ホームページより)

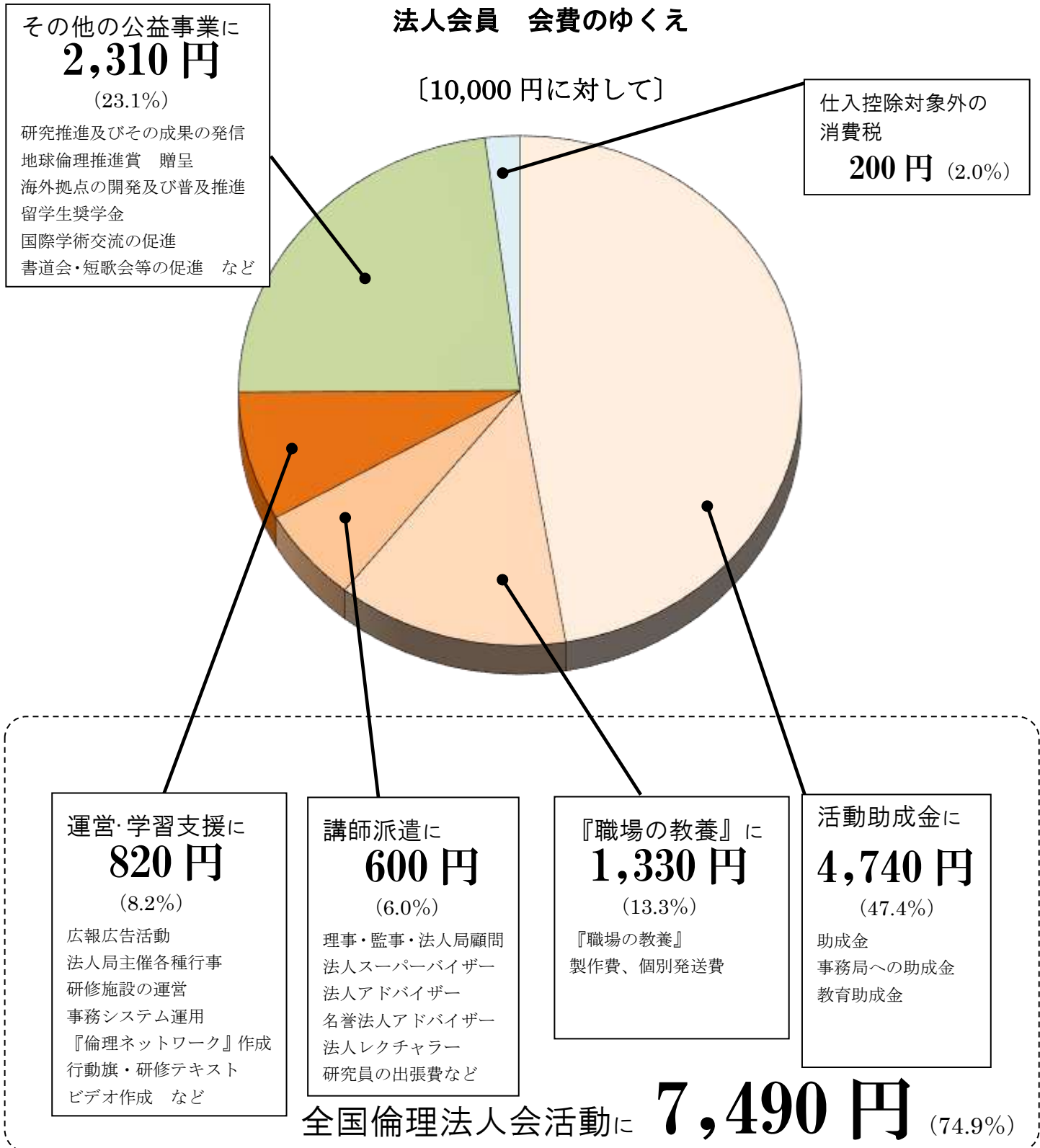
会費の使途

皆様の会費はこうに使われます

〔令和8年度〕

法人会員 会費のゆくえ

〔10,000 円に対して〕



令和8年度予算をもとに作成いたしました。

倫理研究所の公益事業については公式 HP <http://www.rinri-jpn.or.jp> をご参照ください。

【R.link でダウンロードできる主なもの】

項目	添付データ
設立・開設関係	☐ 倫理法人会事務局住所 設置・変更連絡表 ☐ 倫理法人会名称変更届 ☐ 倫理法人会統廃合申請書 ☐ 倫理法人会設立・開設認可願
備品関係	☐ 固定資産事前申請書（固定資産購入の手引き） ☐ 備品申請書 ☐ 倫理経営基礎講座テキスト 発送依頼申請書
活動報告書	☐ 活動報告書 ☐ 女性委員会活動報告書
法人レクチャラー関係 マニュアル関係	☐ 出張報告書兼旅費精算書 ☐ 倫理法人会の規程集 ☐ 倫理法人会事務マニュアル ☐ 役員会開催要領 ☐ 倫理法人会設立マニュアル ☐ 倫理経営基礎講座進行要領 ☐ 周年行事開催要領 ☐ 経営者の集い開催要領 ☐ 経営者モーニングセミナーマニュアル ☐ 朝礼研修テキスト ☐ R.link 操作マニュアル ☐ 倫理法人会事務局向けマイナンバーチェックリスト
会費関係	☐ 法人会費請求書テンプレート ☐ 納金情報変更処理依頼書 ☐ 預金口座振替依頼書
後継者倫理塾	☐ 開塾に関する資料 ☐ 開催に関する資料他
役職者名簿関係	☐ 役職者名簿用紙 ☐ 役職者推薦書 ☐ 役職者名簿作成・登録上の注意事項 ☐ 役職者の定員と条件 ☐ 役職者名簿作成について
経営者の集い関係	☐ 「経営者の集い」開催報告書
倫理経営講演会関係	☐ 倫理経営講演会開催要領 ☐ 倫理経営講演会全体配布資料 ☐ 倫理経営講演会開催報告書 ☐ 進行台本 ☐ 倫理経営講演会開催変更事項届

項目	添付データ
倫理経営基礎講座関係	☐ 倫理経営基礎講座進行要領 ☐ 倫理経営基礎講座「受講記録」
連絡事項	☐ 各方面別・方面共通連絡事項
活動方針書	☐ 令和〇〇年度活動計画書・倫理経営講演会計画立案について ☐ 倫理法人会活動方針書 ☐ 活動計画書
富士研関連	☐ 「経営者セミナー」 集団受講希望調査書類一式
年度はじめ式関連	☐ スローガン斉唱要領 ☐ 年度はじめ式開催要領
その他	☐ 倫理指導票 ☐ 叙勲褒章受章者連絡表 ☐ 訃報届 ☐ 講師派遣依頼書 ☐ ホームページガイドライン ☐ 講師プロフィール ☐ 倫理法人会退会届

主要行事と出席対象者

行事名		開催日	対象者
新任倫理経営インストラクター 認定講座		令和 7 年 9 月 19 日(金) ～ 20 日(土)	令和 8 年度 新任倫理経営インストラクター
方面主催 法人レクチャー研修		令和 7 年 9 月～11 月	経験年数が 2 年以上 5 年以内の法人 レクチャー
倫理運動創始 80 周年 倫理法人会設立 45 周年 倫理法人会全国代表者大会		令和 7 年 10 月 3 日(金)～4 日(土)	都道府県会長、幹事長、事務長他 地区長、単会会長 法人SV、法人AD(名誉含) 理事・監事、法人局顧問(名誉含)
倫理経営講演会 事業体験報告者研修& 新任法人レクチャー研修		[第 1 組] 令和 7 年 11 月 7 日(金)～8 日(土)	倫理経営講演会で事業体験報告をする 方で受講が 2 回未満の方。 今年度、初めて法人レクチャーに 就任された方
		[第 2 組] 令和 7 年 11 月 12 日(水)～13 日(木)	
倫理経営講演会 新任講師勉強会		令和 7 年 11 月 21 日(金)～22 日(土)	倫理経営講演会講師(新任)
定時社員総会		令和 7 年 11 月 22 日(土)	理事、監事、法人SV、 都道府県会長
法人スーパーバイザー研修		令和 8 年 1 月 14 日(水)～15 日(木)	法人SV
倫理経営インストラクター研修		令和 8 年 1 月 21 日(水) ～22 日(木)	法人レクチャーの役職を有する倫理経営 インストラクター
方面会	首都圏方面	令和 8 年 2 月 5 日(木)～6 日(金)	[都道府県] 会長、幹事長、副幹事長 1 名 事務長、地区長 [単会] 会長、専任幹事
	九州・沖縄方面	令和 8 年 2 月 9 日(月)～10 日(火)	
	関東・甲信越方面	令和 8 年 2 月 12 日(木)～13 日(金)	
	近畿方面	令和 8 年 2 月 17 日(火)～18 日(水)	
	中国・四国方面	令和 8 年 3 月 10 日(火)～11 日(水)	
	東海・北陸方面	令和 8 年 3 月 12 日(木)～13 日(金)	
	北海道・東北方面	令和 8 年 3 月 17 日(火)～18 日(水)	
令和 9 年度 倫理法人会活動方針説明会		令和 8 年 6 月 11 日(木)～12 日(金)	都道府県会長、幹事長 理事、監事、法人SV
法人局顧問・法人アドバイザー会		令和 8 年 6 月 12 日(金)～13 日(土)	法人局顧問(名誉含)、法人 AD(名誉含)
研修委員会正副委員長会		令和 8 年 6 月 18 日(木)～19 日(金)	都道府県 研修正副委員長
女性委員会正副委員長会		令和 8 年 6 月 23 日(火)～24 日(水)	都道府県 女性正副委員長
事務長・監査研修		令和 8 年 7 月 2 日(木)～3 日(金)	令和 9 年度都道府県事務長・監査予定者
倫理経営塾委員会 正副委員長会		令和 8 年 7 月 7 日(火)～8 日(水)	都道府県 倫理経営塾正副委員長
新任法人スーパーバイザー研修		令和 8 年 7 月 16 日(木)～17 日(金)	令和 9 年度 新任法人SV

令和 8 年度 主要行事

※別紙 EXCEL データ参照



所属

氏名

一般社団法人 倫理研究所 法人局